

お知らせ

起業者青森県が皆さまの御協力により進めております県道八戸環状線改築工事（青森県八戸市大字尻内町字北熊ノ沢地内から同市大字尻内町字前谷地地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事について、令和5年12月22日付けで土地収用法による手続開始の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

- 事業の認定の告示があった土地
 - 収用の部分
青森県八戸市大字尻内町字北熊ノ沢、字田端、字田端山、字堤下、字松森、字直田及び字前谷地地内
 - 使用の部分
青森県八戸市大字尻内町字北熊ノ沢、字田端山、字堤下、字松森及び字前谷地地内
- 収用又は使用の手続きが保留されている起業地
青森県八戸市大字尻内町字堤下、字松森、字直田及び字前谷地地内
- 手続きを開始する土地
 - 収用の部分
青森県八戸市大字尻内町字堤下、字松森、字直田及び字前谷地地内
 - 使用の部分
青森県八戸市大字尻内町字堤下、字松森及び字前谷地地内
- 土地価格の固定について
前記3の土地については、手続開始の告示があった日をもって土地価格が固定されることとなります。
- 関係人の制限について
手続開始の告示があった日以後に、新たに権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。
- 損失補償の制限について
前記3の土地については、手続開始の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等するときは、あらかじめ青森県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。
- 裁決申請の請求について
裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。
- 補償金の支払請求について
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。
この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。
- 明渡裁決の申立てについて
明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどに、直接青森県収用委員会に対して行うことができます。
- パンフレットの配布について
補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法が適用されるときの補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は青森県三八地域県民局地域整備部用地課又は八戸市建設部道路建設課においでくだされば配布いたします。
その他不明な点については、下記連絡先に御照会ください。

起業者の名称	青森県
連絡先	青森県三八地域県民局地域整備部用地課
住所	〒039-1101 青森県八戸市大字尻内町字鴨田7番地
電話	0178-27-5206
FAX	0178-27-4715

お知らせ

起業者青森県が皆さまの御協力により進めております県道八戸環状線改築工事（青森県八戸市大字尻内町字北熊ノ沢地内から同市大字尻内町字前谷地地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事について、令和4年10月17日付けで土地収用法による手続開始の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

1 事業の認定の告示があった土地

イ 収用の部分

青森県八戸市大字尻内町字北熊ノ沢、字田端、字田端山、字堤下、字松森、字直田及び字前谷地地内

ロ 使用の部分

青森県八戸市大字尻内町字北熊ノ沢、字田端山、字堤下、字松森及び字前谷地地内

2 収用又は使用の手続きが保留されている起業地

青森県八戸市大字尻内町字田端山、字堤下、字松森、字直田及び字前谷地地内

3 手続きを開始する土地

イ 収用の部分

青森県八戸市大字尻内町字田端山地内

ロ 使用の部分

青森県八戸市大字尻内町字田端山地内

4 土地価格の固定について

前記3の土地については、手続開始の告示があった日をもって土地価格が固定されることとなります。

5 関係人の制限について

手続開始の告示があった日以後に、新たに権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

6 損失補償の制限について

前記3の土地については、手続開始の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等するときは、あらかじめ青森県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

7 裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。

8 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。

この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

9 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどに、直接青森県収用委員会に対して行うことができます。

10 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法が適用される時の補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は青森県三八地域県民局地域整備部用地課又は八戸市建設部道路建設課においでくださいれば配布いたします。

その他不明な点については、下記連絡先に御照会ください。

起業者の名称	青森県
連絡先	青森県三八地域県民局地域整備部用地課
住所	〒039-1101 青森県八戸市大字尻内町字鴨田7番地
電話	0178-27-5206
FAX	0178-27-4715

お知らせ

起業者青森県が皆さまの御協力により進めております県道八戸環状線改築工事（青森県八戸市大字尻内町字北熊ノ沢地内から同市大字尻内町字前谷地地内まで）並びにこれに伴う市道及び農薬用道路付替工事について、令和3年1月6日付けで土地収用法による事業の認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

1 事業の認定の告示があった土地

イ 収用の部分

青森県八戸市大字尻内町字北熊ノ沢、字田端、字田端山、字堤下、字松森、字直田及び字前谷地地内

ロ 使用の部分

青森県八戸市大字尻内町字北熊ノ沢、字田端山、字堤下、字松森及び字前谷地地内

2 収用又は使用の手続きが保留されている起業地

青森県八戸市大字尻内町字田端山、字堤下、字松森、字直田及び字前谷地地内

3 土地価格の固定について

前記1の土地（「前記2の土地」を除く。）については、事業の認定の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。

4 関係人の制限について

事業の認定の告示があった日以後に、新たに権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

5 損失補償の制限について

事業の認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築又は増改築等するときは、あらかじめ青森県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

6 裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。

7 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

8 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどに、直接青森県収用委員会に対してすることができます。

9 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法が適用されるとき補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は青森県三八地域県民局地域整備部用地課又は八戸市建設部道路建設課においでくだされば配布いたします。その他不明な点については、下記連絡先に御照会ください。

起業者の名称	青森県
連絡先	青森県三八地域県民局地域整備部用地課
住所	〒039-1101 青森県八戸市大字尻内町字鴨田7番地
電話	0178-27-5206
FAX	0178-27-4715